

いよいよ始まります

# マイナンバー制度



マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

## 社会保障・税番号制度

みなさんのマイナンバー（社会保障・税番号）は通知カードにより、10月以降順次、住民票の世帯ごとに簡易書留で届きます。通知カードには、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー」が記載されています。

また、平成28年1月から、様々なことに利用できる個人番号カードが申請により無料で交付されます。個人番号カードには、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「本人の顔写真」「マイナンバー」等が記載され、本人確認に利用できる公的身分証明書として利用できるほか、ICチップに記録される電子証明書を用いて国税電子申告・納税システムなどの電子申請が利用できます。

マイナンバーは、平成28年1月から国の行政機関や地方公共団体などにおいて、税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで必要となります。

### マイナンバーとは？

日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の個人番号のことです。この個人番号は、国の行政機関や地方公共団体などが管理する個人情報で、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために活用されます。

## マイナンバーでもっと便利に暮らしやすく

### 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

### 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に用意する書類等が減り、行政手続も簡素化され、みなさんの負担が軽減されます。



### 行政の効率化

国の行政機関や地方公共団体などの複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



## 個人情報の管理は安全なの？

個人情報の漏えい対策は？

“なりすまし”被害にあったら？



### 制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- 特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督します。

### システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

マイナンバー  
問い合わせ先

コールセンター（全国共通ナビダイヤル） ☎ 0570-20-0178  
平日 9:30 ~ 17:30（土・日・祝日・年末年始は除く）